



呉市新型コロナウイルス感染症対策本部の改組について

新型コロナウイルス感染症対策に関し、呉市においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言がされて以降、同法に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、取り組んできました。

本日、同法第32条第5項に基づく緊急事態解除宣言がされたことから、同法に基づく対策本部としては廃止となりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進を図る必要があることから、対策本部を呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組しましたので、お知らせします。

本部の組織は次のとおりです。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部長 復興総室長，総務部長，危機管理監，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，福祉担当部長，子育て担当部長，保健所長，環境部長，産業部長，農林水産担当部長，都市部長，土木部長，消防長，消防局副局長，上下水道事業管理者，上下水道局経営総務部長，上下水道局技術部長，教育長，教育部長

(参考)

令和2年1月29日 「呉市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置（本部長：保健所長）

令和2年2月26日 「呉市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部」に改組（本部長：市長）

令和2年3月27日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく広島県対策本部の設置に伴い、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（本部長：市長）

令和2年4月7日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言がされたことに伴い、同法に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（本部長：市長）